

本郷産業廃棄物最終処分場に係る県の指導・監視体制の強化及び 住民への説明責任の徹底を求める意見書

三原市本郷地区に所在する産業廃棄物最終処分場については、当該施設からの汚染物質流出への懸念や、産業廃棄物の展開検査の実施状況に対する不安の声が、地域住民から継続的に寄せられています。

これまで広島県においても対応がなされてきたところですが、これまでの対応では、地域住民の不安が十分に解消されているとは言い難く、生活環境や農業への影響を心配する声が今も後を絶ちません。

令和8年5月14日、広島高等裁判所は、設置許可の取消しを認めた一審（広島地方裁判所）の判決を覆し、原告である市民側の請求を棄却する判決を言い渡しました。

地域住民にとって最も重要なことは、裁判の結果にかかわらず、今までどおり生活の安全が守られ、安心して農業経営を継続できる環境が確保されることです。

地域住民の中には、農業用水への不安から水稻作付けを断念せざるを得なかった方もおられます。こうした現状を踏まえ、県におかれては、地域住民の声を丁寧に受け止め、生活環境の保全と農業経営の不安の解消に向け、より一層の取組を求めます。

つきましては、次の事項について対応されるよう強く要望します。

1 維持管理の指導徹底

地域住民の不安を払拭し、周辺環境の保全を図るため、当該施設における浸透水が廃掃法の基準値を超えることのないよう、事業者に対し適正な維持管理の徹底を指導すること。

2 監視体制の強化

水質検査や産業廃棄物の展開検査の実施状況を改めて確認し、住民が安心できる継続的な監視体制を整えること。

3 住民への説明機会の確保

広島県が主体となり、地域住民に対して丁寧な説明の機会を設けること。また、これまで提出されたものも含め、住民からの質問等についても、誠実に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和8年6月23日

三 原 市 議 会

広 島 県 知 事 あて